

事業名：国道12号白石本通第二電線共同溝PFI事業

令和5年7月12日に公表した実施方針等に関する
質問・意見に対する回答

令和5年7月28日

国土交通省 北海道開発局 札幌開発建設部

国道12号白石本通第二電線共同溝PFI事業 実施方針に関する質問に対する回答

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
1	実施方針	3	第1	1	(5)	特定事業の概要	植栽について記載がないが、「道路附属物」に含む認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	実施方針	3	第1	1	(5)	特定事業の概要	他企業埋設物(ガス・水道・下水等)の移設が必要な場合は設計・調査業務中に実施すべきでしょうか。	占有物件の移設については、占有者が実施します。移設の実施時期については、調査・設計業務中または整備工事業務中のいずれかの時期に実施するよう、占有者と調整してください。
3	実施方針	3	第1	1	(7)	事業期間	「本事業の事業期間は、札幌開発建設部と特定事業を実施する民間事業者との間で締結する本事業の実施に関する契約(以下「事業契約」という。)の締結日から令和35年3月末までの期間(30年間)とする」とありますが、下記の理解でよろしいでしょうか。 ①施設整備期間の短縮が図られ引渡しが前倒しとなった場合、事業期間の終了日も前倒しされる。 ②施設整備期間の工期短縮が図られ、国への所有権移転を前倒しした場合、割賦方式による支払いも前倒しされる。 ③事業者の帰責事由以外で、長期間施工不可となった場合、事業の一時中止の手続きは可能である。また、この場合、一時中止の期間、事業期間が延長される。	①及び②について、詳細は入札公告時に示します。 ③については、事業契約に基づき札幌開発建設部との協議の上、決定します。
4	実施方針	8	第2	3	(2)	審査の内容	「⑤賃上げの実施」について、構成企業全てが賃上げを実施していない場合でも、一部の構成企業が実施している場合、加点の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	今回の加点措置については、共同企業体で加点を受ける場合は構成員となる各企業すべてが賃上げを表明していただくことを条件としています。本件入札に参加いただく場合にも構成企業すべてが賃上げを表明する場合に加点することとします。(参考「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置 国土交通省Q&A」をご確認ください。)
5	実施方針	15	第2	5	(4)	工事企業の参画資格要件	国又は地方公共団体から委託され、受託した工事の実績は、②「平成20年4月1日から公告開始日までに、次のアの要件を満たす工事を元請けとして施工した実績を有すること」の参加資格要件と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	実施方針	16	第2	5	(4)	工事企業の参画資格要件	国又は地方公共団体から委託され、受託した工事の実績は④イ「ただし、受注実績がない場合はこの限りではない。」に該当するという理解でよろしいでしょうか。	配置予定技術者についても第2.5(4)②本文に掲げる工事の実績を有していることが必要です。なお、④イの「ただし、受注実績がない場合はこの限りでない。」の記載は誤解を招く表現のため削除し、入札公告時に示します。
7	実施方針	17	第2	5	(5)	工事監理企業の参加資格要件	①「平成25年4月1日以降に下記の条件を満足する工事の工事監督を支援、または、自ら工事監督を行った実績を有すること」とありますが、国又は地方公共団体から委託され、受託した工事を工事監督する業務を「工事の工事監督を支援、または、自ら工事監督を行った実績」と理解してよろしいでしょうか。 または、大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注する電線類地中化工事の工事監理業務も「工事の工事監督を支援、または、自ら工事監督を行った実績」と理解してよろしいでしょうか。	前段、後段ともにご理解のとおりです。
8	実施方針	33	別紙5		番号6	リスク分担表	本事業のように事業期間が長期に亘るPFI事業では、金利変動リスクが非常に高くなります。 「基準金利確定の日以降の金利変動による資金調達コストの増加」について事業者のみがリスクの負担者と記載されていますが、10年20年後の金利は予測不可能であり、事業者のみが負担することは多大な不利益を被ることも想定されるため、事業者と国が負担し合うことが必要と考えますが、どのようにお考えかご教示願います。	リスク分担表に記載のとおり、事業者の負担とします。
9	実施方針	34	別紙5		番号16	リスク分担表	「事業費の減額を目的とした」との記載がありますが、長期のPFI事業であるため、実施済みの部分まで影響が及ぶことはない(遡及されない)との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	実施方針	34	別紙5		番号20	リスク分担表	「住民運動に関するリスク」において、本事業に関する住民等への事前説明状況についてご教示願います。 「無電柱化の導入に関する住民団体等の反対運動への対応及びそれに起因する事業期間の変更、契約解除等に伴う追加費用」について、「合理的な範囲内において国が負担、その他については事業者が負担する」とありますが、住民反対運動は事業者側でのコントロールはできません。合理的範囲内がどの程度をお示しされているご教示願います。(例:事業期間の事業維持運営及び技術者確保に要する費用など)	前段について、関係自治体への事業概要説明は実施済みですが、周辺住民への事業説明は未実施です。 後段について、合理的な範囲は札幌開発建設部と協議の上、決定します。

国道12号白石本通第二電線共同溝PFI事業 実施方針に関する質問に対する回答

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
11	実施方針	35	別紙5		番号26	リスク分担表	「設計変更に関するリスク」について、入札段階で示される数量と詳細設計完了段階の数量の差分について、合理的と認められたものは、事業者の帰責とならないため設計変更対象との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、詳細設計は事業者が実施するものであり、現場条件の変更といった事業者が合理的に判断できないものについてのみ、設計変更の対象とする予定です。
12	実施方針	36	別紙5		番号42	リスク分担表	「部分使用による損害リスク」とありますが、部分引渡しも可能であるとの理解でよろしいでしょうか。	部分引き渡しは行いません。
13	実施方針	37	別紙5		番号60	リスク分担表	不可抗力に起因する契約解除について、事業者負担に「○」が記載されておりますが、不可抗力に対する事業者の負担とはどのようなものを想定しているのかご教示願います。	不可抗力に対する事業者の負担については、リスク分担表の「番号13」及び「番号14」に記載のとおりです。詳細については、入札公告時に示す事業契約書(案)をご確認ください。
14	実施方針	37	別紙5		番号61	リスク分担表	法令変更に起因する契約解除について、事業者負担に「○」が記載されておりますが、参考までに法令変更に対する事業者の負担とはどのようなものを想定しているのかご教示願います。	法令変更に対する事業者の負担については、リスク分担表の「番号11」及び「番号12」に記載のとおりです。詳細については、入札公告時に示す事業契約書(案)をご確認ください。

国道12号白石本通第二電線共同溝PFI事業 要求水準書(案)に関する質問に対する回答

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
1	要求水準書(案)	3	第1	7	(1)	調査・設計業務	調査業務にて「地質調査」が必要となった場合は、札幌開発建設部と協議のうえ設計変更の対象になるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	要求水準書(案)	3	第1	7	(2)	工事業務	整備施設の所有権移転業務は、整備施設のうち他者への所有権移転が必要な設備に対し、移転手続きを代行する(連系設備引渡し)業務という理解でよろしいでしょうか。又は所有権移転の事前準備(調書作成等)までという理解でよろしいでしょうか。	「第3 工事業務 4. 整備施設の所有権移転業務」に示すとおり、国に対して本施設の所有権を移転させる業務となります。
3	要求水準書(案)	5	第1	11	(2)	システムの使用義務など	4)「着手時協議チェックシート」の内容については、入札公告時に提示して頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	北海道開発局HP「CALS/EC公共事業支援統合情報システム」を参照してください。
4	要求水準書(案)	8	第2	1	(2)	業務の条件	4)「各種申請業務」は、地下埋設物等の公共機関が管理している支障移設に関する申請業務が含まれるという理解でよろしいでしょうか。	公的機関に加え、北海道ガス株式会社、東日本電信電話株式会社が含まれます。
5	要求水準書(案)	8	第2	1	(2)	業務の内容	6)「札幌開発建設部が地域住民等に向けた設計内容に関する説明」への説明用資料作成は、個別・団体を含むという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	要求水準書(案)	13	第2	1	(14)	保険加入の義務	「事業者は、共通仕様書第1139条に示されている保険に加入している旨(以下の例を参照)を業務計画書に明示すること」とありますが、ここでいう事業者とは調査・設計業務を実施する企業のことを指しており、調査・設計業務を実施する企業のみ付保が必要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	要求水準書(案)	15	第2	2	(2)	業務内容	当該地区は埋設物が輻輳し、レーダー探査のみによる確認が困難な場合が想定されます。その際は試験掘の実施が可能であり、また、設計変更の対象になるとの理解でよろしいでしょうか。	札幌開発建設部と協議の上、必要に応じて設計変更の対象とします。
8	要求水準書(案)	15	第2	2	(2)	業務の内容	3)歩道詳細設計のうち、バリアフリー化検討の対象区間は、「2022 札幌市バリアフリー基本構想」における重点整備区間等との整合を図り設定するというところよろしいでしょうか。また、バリアフリー設定区間は、札幌市との関係機関協議に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	要求水準書(案)	15	第2	2	(4)	BIM/CIM 活用業務について	CIMを活用した3次元設計を遂行したケースでは、従来の2次元設計成果図面の代替として納品することは可能でしょうか。	「第2 調査・設計業務 1. 総則 (10)設計図書等の提出」が必要です。
10	要求水準書(案)	21	第2	2	(7)	BIM/CIM活用業務の費用について	7)①「当初、予定していた実施項目から変更が生じた場合は、設計変更の対象とする」とありますが、BIM/CIM活用業務の費用については、当初から計上するという理解でよろしいでしょうか。または、当初計上していない場合は、設計変更対象との理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
11	要求水準書(案)	22	第2	3	(4)	地元連絡会の開催	地元連絡会は、設計した機器設置箇所に隣接する地域住民との協議確認を含むという理解でよろしいでしょうか。また、協議を含む場合、地元連絡会の対象者3者で協議を実施するという理解でよろしいでしょうか。	地域住民との地上機器の設置協議は、「第2 調査・設計業務 3. 調整マネジメント業務(設計段階) (9)地上機器の設置位置協議」において実施します。
12	要求水準書(案)	22	第2	3	(4)	地元連絡会の開催	地元連絡会は、設計した機器設置箇所に隣接する地域住民との協議確認を含むという理解でよろしいでしょうか。また、協議を含む場合、地元連絡会の対象者3者で協議を実施するという理解でよろしいでしょうか。	No.11の回答のとおりです。
13	要求水準書(案)	22	第2	3	(5)	事業説明、地元・関係者機関調整等	地元住民説明会は設計段で1回開催という理解でよろしいでしょうか。また、地元連絡会は、工事にあわせ随時実施という理解でよろしいでしょうか。	前段については、本事業への同意を得るために必要な回数を実施してください。後段については、ご理解のとおりです。
14	要求水準書(案)	23	第2	3	(6)	参画事業者との調整・協議:10機関(対象企業者数)	電線共同溝(管路部)には引込管、連系管及び連系設備を対象設備として含むと理解していますが、引込管・連系管及び連系設備に係る費用については、設計変更対象との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。詳細は入札公告時に示します。
15	要求水準書(案)	23	第2	3	(6)		参画事業者との調整・協議:10 機関(対象企業者数)にて(対象事業者)が11あり差異が生じております。また、⑨岩見沢市とはどのように関係するのかご教授願います。	前段については、対象企業者数10機関に発注者である北海道開発局を含んでいません。後段については、岩見沢市役所と北海道庁と結ぶ防災通信が関係していることから対象としています。
16	要求水準書(案)	23	第2	3	(8)	交通管理者との調整・協議:1回(対象:北海道警察)	調整・協議は、1回とされていますが、設計段階で1回、工事段階で対象工事依頼毎(毎年1回程度)という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	要求水準書(案)	24	第2	3	(10)	道路標識設計	設計対象となる道路標識は、「事業者は交通管理者と協議を行い」という文言より、公安委員会が管理する規制標識・指示標識が主という理解でよろしいでしょうか。	道路管理者との協議も含まれます。「交通管理者」を「交通管理者及び道路管理者」と読み替えてください。詳細は入札公告時に示します。
18	要求水準書(案)	24	第2	3	(10)	道路標識設計	設計対象となる道路標識は、「事業者は交通管理者と協議を行い」という文言より、公安委員会が管理する規制標識・指示標識が主という理解でよろしいでしょうか。	No.17の回答のとおりです。

国道12号白石本通第二電線共同溝PFI事業 要求水準書(案)に関する質問に対する回答

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
19	要求水準書(案)	24	第2	3	(11)	家屋調査、振動調査・騒音調査	家屋調査は設計段階で全線実施を基本とする認識で問題ないか。設計段階における騒音・振動調査は、暗騒音・暗振動を基本という理解でよろしいでしょうか。	札幌開発建設部と協議の上、調査範囲を決定します。
20	要求水準書(案)	24	第2	3	(11)	家屋調査、振動調査・騒音調査	家屋調査は設計段階で全線実施を基本とする認識で問題ないか。設計段階における騒音・振動調査は、暗騒音・暗振動を基本という理解でよろしいでしょうか。	No.19の回答のとおりです。
21	要求水準書(案)	24	第2	3	(11)	家屋調査、振動調査・騒音調査	事前家屋調査の段階で振動に対する特別な対処が必要であると認められた場合、施工方法等の変更については設計変更の対象となると理解してよろしいでしょうか。	施工方法を検討の上、札幌開発建設部と協議を実施してください。必要と認められた場合は、設計変更の対象とします。
22	要求水準書(案)	24	第2	3	(11)	家屋調査、振動調査・騒音調査	水道、ガス等の移設が必要となった場合は、本事業にて家屋調査を実施するとの理解でよろしいでしょうか。また、水道、ガス等の移設工事で家屋補修が発生した場合の補償費は、本事業に含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	水道、ガス等の移設工事は占有者が実施するため、当該工事に関する家屋調査及び補償費は、本事業には含まれません。
23	要求水準書(案)	24	第2	3	(11)	家屋調査、振動・騒音調査	調査範囲は対象路線に面している建物だけでよろしいでしょうか。もしくは札幌開発建設部様との協議により範囲を取り決めるものでしょうか。	札幌開発建設部と協議の上、調査範囲を決定します。
24	要求水準書(案)	25	第3	1	(3)	受注者賠償責任保険	「本工事業務について「受注者賠償責任保険」に加入しなければならない」とありますが、ここでいう事業者とは工事業務を実施する企業のことを指しており、工事業務を実施する企業のみ付保が必要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	要求水準書(案)	28	第3	1	(8)	除雪について	除雪が必要な場合、実施方法等は札幌開発建設部と協議するものとなっておりますが、除雪に係る費用については設計変更との理解で宜しいでしょうか。	気象(積雪)状況、施工内容等を照査の上、必要と認められる範囲については設計変更の対象とします。
26	要求水準書(案)	29	第3	1	(10)	追加特記事項	10)仮舗装のマーキングについて、指定のマーキング方法がございますでしょうか。(色、記号)	詳細は入札公告時に示します。
27	要求水準書(案)	31	第3	2	(14)	週休2日による施工について	4)の年末年始6日間、夏季休暇3日間の具体的日付をご教授願います。	日付は任意となります。
28	要求水準書(案)	33	第3	2	(1)	建設発生土について	湧水等により、埋戻し材として適さない場合は残土処分し、購入砂等で埋め戻し、設計変更の対象とするようお願い致します。	札幌開発建設部と協議の上、必要に応じて設計変更の対象とします。
29	要求水準書(案)	33	第3	2	(1)	建設発生土について	冬季施工により、埋戻し材として適さない場合は残土処分し、購入砂及び砕石等で埋め戻し、設計変更の対象とするようお願い致します。	札幌開発建設部と協議の上、必要に応じて設計変更の対象とします。
30	要求水準書(案)	48	第3	2	(24)	ICT活用工事について	1)「ICT活用工事の対象工事である」と記載がありますが、貴局と内容を協議のうえ、設計変更対象となるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
31	要求水準書(案)	50	第3	3	(7)	家屋調査、振動・騒音調査	「工事実施後の近隣の家屋調査は必要に応じて実施する場合がある」とあるが、全数行わなくてよろしいでしょうか。	事前調査した建物のうち、工事完了後に建物等に損傷等発生のおそれのある物件に対し、調査を実施します。
32	要求水準書(案)	50	第3	3	(10)	抜柱完了時期	工事段階の調整マネジメント業務として、「抜柱は、令和15年3月末までに占有企業に完了させること」とありますが、一方で維持管理段階の調整マネジメント業務(P58)にも入線・抜柱についての記載があります。 入線・抜柱は、工事段階でなく維持管理段階で実施するとの理解で宜しいでしょうか。 仮に、工事段階(所有権移転前)に入線を行う場合は、完成(引渡)検査の手順や方法等について、ご教授願います。	本事業に伴う既存施設の抜柱は、令和15年3月末までに占有企業に完了させていただきます。調整マネジメント業務(維持管理段階)においては、新規入線を想定しています。従って、要求水準書における「入線及び抜柱」を「入線」へ訂正、「なお、抜柱を事業者が実施することを希望する場合は、実施計画を実施の前年度に作成し、札幌開発建設部と協議を行うこと。」を削除します。内容を反映した要求水準書は入札公告時に示します。 また、工事段階に入線を行う場合は、中間技術検査に合格した後に実施してください。なお、入線・抜柱及びすべての整備工事業務が完了した後に完成(引渡)検査を実施します。
33	要求水準書(案)	53	第5	1	(1)	一般事項	3)調整マネジメント業務(維持管理段階)には、水道工事やガス工事等の近接施工による立会も含まれているという理解でよろしいでしょうか。 また、近接施工により立会をした場合、費用は設計変更で計上するという理解でよろしいでしょうか。	前段については、調整マネジメント業務(維持管理段階)には、水道、ガス工事等の近接施工による立会も含まれます。 後段については、その際の費用は札幌開発建設部と協議の上、必要に応じて設計変更の対象とします。
34	要求水準書(案)	55	第5	1	(4)	交通安全管理	2)「本業務における交通誘導警備員の構成人員は、上記安全対策について、「警備員等の検定等に関する規則」第2条に記載される交通誘導警備業務を行う場所に配置すること」とありますが、交通誘導警備員数は入札公告時に示されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
35	要求水準書(案)	62	別紙3			維持管理業務の対象範囲	工維持管理業務の対象範囲では、対象施設が電線共同溝の本体のみとなっておりますが、工事業務で実施した舗装部は維持管理対象外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

国道12号白石本通第二電線共同溝PFI事業 実施方針に関する意見に対する回答

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
1	実施方針	1	第1	1	(2)	事業の対象となる公共施設等の名称及び種類	以下の項目を含め、その他事業対象項目がある場合、入札公告時に詳細な施工方法・規格・数量等の提示をお願いします。 ・電線共同溝(道路法第2条第2甲の7に定める電線共同溝(道路附属物)) ・道路(車道、歩道等) ・道路附属物(道路照明、道路標識等)	詳細は入札公告時に示します。
2	実施方針	4	第1	1	(9)	事業者への支払	「令和15年度から令和34年度末までの間、事業契約書に定める額を割賦方式により支払う」と記載がありますが、維持管理期と割賦支払い期間を分け、割賦払いの期間を10年程度に短縮するよう要望します。 その理由として、割賦支払い期間を短縮することで、割賦手数料総額(行政負担)が削減されます。また、長期間の割賦払いの場合、金利変動リスク大きくなり、参画できる事業者が限定的となることも想定されます。	ご意見として伺いますが、本事業の条件については実施方針に記載のとおりとします。
3	実施方針	8	第2	3	(2)	審査の内容	「⑤賃上げの実施」について、構成企業全てが賃上げを実施していない場合でも、一部の構成企業が実施している場合でも加点となるよう要望します。	今回の加点措置については、共同企業体で加点を受ける場合は構成員となる各企業すべてが賃上げを表明していただくことを条件としています。本件入札に参加いただく場合にも構成企業すべてが賃上げを表明する場合に加点することとします。(参考「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置 国土交通省Q&A」をご確認ください。)
4	実施方針	33	別紙5		番号3	リスク分担保	リスク分担保2と同様に説明欄に「ただし、事業者の責によるもの認められる場合に限る。」と追記願います。	詳細は入札公告時に示します。
5	実施方針	33	別紙5		番号6	リスク分担保	「基準金利確定の日以降の金利変動による資金調達コストの増加」について事業者のみがリスクの負担者と記載されていますが、事業者と国とが双方で対処すべき問題であるため国も負担者であると記載願います。	ご意見として伺いますが、本事業の条件についてはリスク分担保に記載のとおりとします。
6	実施方針	33	別紙5		番号11	リスク分担保	「ただし、事業の継続に過分の費用を要する場合は、契約を解除できるものとする」とありますが、契約を解除されたことに伴う事業者が被る損失の補填について、国と事業者が協議できるよう願います。	法令変更起因する契約解除については、リスク分担保の「番号61」に記載のとおりです。
7	実施方針	33	別紙5		番号12	リスク分担保	「上記以外の法令変更又は新設による増加費用」と記載がありますが、事業者側で法令変更をコントロールすることはできないため、不可抗力の位置づけになると考えます。増加費用については、設計変更協議の対象とするよう願います。	当該事案がリスク分担保「番号11」または「番号12」のいずれかに該当する場合は、個々に判断する予定です。
8	実施方針	34	別紙5		番号21	リスク分担保	「施工及び管理に関する住民の反対運動への対応及びそれに起因する事業期間の変更、契約解除等に伴う追加費用」については事業者にのみ「○」が記載されておりますが、仕様通りに施工した場合にも不可効力的な住民反対運動が起こる可能性があるため、国側にも「○」を記載し、協議の対象とするよう願います。	リスク分担保に記載のとおりとします。ただし、当該事案において合理的な理由がある場合は、協議の対象とします。
9	実施方針	37	別紙5		番号60	リスク分担保	不可抗力に起因する契約解除について、事業者負担に「○」が記載されておりますが、不可抗力により生じる費用は、全額、国の負担と考えます。分担保の事業者欄の表記削除をお願いします。	不可抗力リスクの費用については、リスク分担保の「番号13」及び「番号14」に記載のとおりです。詳細については、入札公告時に示す事業契約書(案)をご確認ください。
10	実施方針	37	別紙5		番号61	リスク分担保	法令変更起因する契約解除について、事業者負担に「○」が記載されておりますが、事業者側で法令変更をコントロールすることはできないため、不可抗力の位置づけになると考えます。分担保の事業者欄の表記削除をお願いします。	当該事案がリスク分担保「番号11」または「番号12」のいずれかに該当する場合は個々に判断する予定です。詳細については、入札公告時に示す事業契約書(案)をご確認ください。

国道12号白石本通第二電線共同溝PFI事業 要求水準書(案)に関する意見に対する回答

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
1	要求水準書(案)	22	第2	3	(6)	参画事業者との調整・協議:10 機関 (対象企業者数)	対象事業者から日本電信電話株式会社ではなく東日本電信電話株式会社へ変更していただきたい。	要求水準書(案)における「日本電信電話株式会社」は「東日本電信電話株式会社」へ訂正します。内容を反映した要求水準書は入札公告時に示します。
2	要求水準書(案)	22	第2	3	(6)	参画事業者との調整・協議:10 機関 (対象企業者数)	対象事業者からエヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社を追加していただきたい。(エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社が所有の管路あり)	本事業の調査・設計業務において確認します。
3	要求水準書(案)	25	第3	1	(2)	業務の条件	3)湧水によるウエルポイント工等による通常の公共積算においても計上すべき工事用電力等については設計変更の対象としていただきたい。	札幌開発建設部と協議の上、必要と認められる範囲については設計変更の対象とします。